

理事会運営規程

平成24年4月1日：施行

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人熊本県サッカー協会（以下「本法人」いう。）の理事会に関する事項を定め、適法かつ円滑な理事会運営を図ることを目的とする。

(監事の出席義務)

第2条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第3条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の重要な業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 理事会の決議による役員等の責任の一部免除

(招集)

第4条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集することができる。
- 4 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 監事は、法令に基づく報告をするため必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前2項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に

は、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

- 7 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 8 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第5条 理事会の議長は、会長が当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が当たる。
- 3 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、出席理事の互選によって選出する。

(決 議)

第6条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第7条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、代表理事及び業務執行理事による理事会報告には適用しない。

(議事録)

第8条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 招集権者以外の理事が招集権者に請求して招集されたもの
 - ロ 招集権者以外の理事が招集したもの
 - ハ 監事が招集権者に請求して招集されたもの
 - ニ 監事が招集したもの
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、

その意見又は発言の内容の概要

- イ 競業及び利益相反取引後における取引をした理事による重要な事実の説明
- ロ 監事による理事の不正行為、法令又は定款違反行為についての報告
- ハ 監事による理事会での発言

(6) 代表理事以外の理事であって、理事会に出席したものの氏名

(7) 議長の氏名

2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印しなければならない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項を準用する第121条第1項に定める一般社団法人の設立の日から施行する。